

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ~Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進~

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進などSociety5.0時代にふさわしい県庁を実現するとともに、県民の視点に立って、時代に即した行政サービスを提供する。

1 行政のデジタル化の推進【重点】

(1) 行政手続等のオンライン化の推進

「Yamagata幸せデジタル化構想(仮称)」を踏まえ、行政手続等のオンライン化を推進

- 内閣官房、内閣府、総務省の定める「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進
- 必要に応じてオンラインで学習指導等が行えるよう、ICT機器の導入・拡大などの環境整備を推進
- 対面での診療が困難となった場合に、関係法令等を踏まえつつ、情報通信機器を活用した診療等を実施できる体制や環境整備を推進
- 公共事業のデジタル化(受注者が利用できるASP(クラウドで活用できるアプリ)の活用)を推進

(2) 事務手続きの簡素化

- 行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むとともに、様式・添付書類の簡素化・省略等、事務手続きの簡素化を推進

(3) データ活用の推進

(4) 情報通信基盤整備の促進

- 携帯電話の不感区域の解消や施設のWi-Fi導入拡大の推進など、県民のICT利活用の基盤となる情報通信ネットワークの整備を促進することで、いつでも、どこでも、誰でもICTを利活用できる情報通信環境を確保

2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握

- (1) 県民との対話の推進
- (2) 県民の声の把握と組織全体での共有
- (3) 意見公募の推進
- (4) 審議会等委員の幅広い選任

3 市町村との連携強化

(1) 市町村の自立的な行政運営の確保への支援

- 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート
- 職員向け研修の実施、電子申請システムの共同運用等、市町村のデジタル化を支援
- 市町村業務の効率化・事業効果の拡大
- 広域連携の推進
- 事務権限移譲の推進
- 市町村の創意工夫による施策展開への支援

(2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

- 県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用
- 市町村の施策や事業構築のコーディネート
- 先導的な取り組みの創出・展開

4 多様な主体との連携強化

(1) 県民・NPO等との連携・協働

- 県民・NPO等との連携・協働の推進
- NPO等の活動基盤の充実・強化

(2) 企業・大学等との連携・協働

- 企業等との連携・協働の推進
- 大学等との連携・協働の推進

(3) 近隣県等との広域連携の推進

- 近隣県等の中で互いの地域資源や産業シーズ等を活かし、デジタル技術も活用しながら、多様な分野での連携を強化

(4) 民間活力の活用

- 民間移譲
- 民間委託
- 指定管理者制度
- 地方独立行政法人制度
- PFI等

5 県政運営の透明性・信頼性の確保

(1) 情報発信の充実・強化

- 県民等の理解と信頼を得る広報の推進
- 「外」の「活力」を呼込む広報の推進
- 危機管理に係る広報の推進
- 戦略的広報におけるPDCAサイクルの確立

(2) 情報公開等の推進

- 情報公開の推進
- データ活用の推進

(3) 適正な事務執行体制の確保

- 内部統制制度の着実な運用
- 公文書等の適正な管理
- 情報資産の適切な管理
- 個人情報保護制度の適正な運用
- 公務員倫理の徹底

(4) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施 (5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化

(1) 事前防災・減災のための多様な主体との連携・協働

- 市町村との連携・協働の推進
- 地域や学校等で災害リスクや適切な避難行動を学ぶ防災教育の取り組みを推進
- NPO・企業等との連携・協働の推進
- 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るための防災教育の取り組みを推進
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設等の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制を充実・強化

●広域連携の推進

(2) 危機対応力の強化

- 県の業務継続計画(BCP)に基づく研修・訓練等の実施
- 職員の危機管理能力の向上
- 災害等における効果的な情報発信
- ICTを活用した災害への対応・対策
- ドローン等を用いた被災状況の早期確認など、ICTを活用した災害対応・対策を推進

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立 ～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

新型コロナウイルス感染症や自然災害等のリスクに柔軟かつ的確に対応できるよう、歳入の確保、歳出の見直しを図るとともに、効率的な組織体制等の実現に向けた取組みを進めるなど、限られた行財政資源で、第4次山形県総合発展計画に掲げる政策の推進と健全な財政を両立し、持続可能な行財政基盤を確立する。

1 歳入の確保

(1) 県税収入の確保

- 市町村との連携強化
- 滞納整理の強化及び納税環境の整備

○新たにスマートフォン用アプリを活用した納付方法の導入を検討するほか、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する等、多様な納付方法を推進

- #### (2) 未収金対策の推進
- #### (3) 受益者負担の適正化
- #### (4) 多様な財源の確保

2 歳出の見直し

(1) 事務事業見直し・改善

- 部局長等のマネジメントの下、職員が現場の実態等を踏まえ、自ら問題意識を持って事務事業の見直しや改善の提案を行い、部局内で検討・協議したうえで、予算編成に反映
- 特に、事業開始から一定期間が経過した事業等については、成果指標に基づく効果の測定及び評価を行い、重点的に見直し
- 見直しによって得られた財源等については、県づくりの重要施策に振り向けるなど、引き続き事業と財源等の「選択と集中」を推進

(2) 行政経費の節減・効率化

3 健全な財政運営

(1) 財政の中期展望の作成

○毎年度の当初予算案決定時に、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための検討指針となる「山形県財政の中期展望」を作成し、公表

(2) 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少

- 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、プラン期間中において臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高の減少を推進
- 臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を政府に強く要望

(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

○将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、事務事業の見直し・改善等を通じた事業の選択と集中をより一層推進

4 柔軟で効率的な組織体制等の実現

(1) 新たな行政課題等に的確に対応できる組織体制の整備

(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築
- 部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進

(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

(4) 行政需要に応じた適正な定員管理

- 定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用

(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理

- 職員給与については、引き続き、人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら、適正な制度運用を実施

5 県有財産の総合的な管理・運用

(1) 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

- 今後も利活用を行う施設は、計画的な予防保全による長寿命化を推進しトータルコストを縮減するとともに、財政負担を平準化
- 個別施設計画に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進
- 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を検討

(2) 県有財産の有効活用

(3) 県有財産の総量縮小

- 未利用地の積極的な売却を進めるとともに、施設の転用・集約、利活用が見込めない施設の解体等により、県有財産の総量を縮小

6 地方公営企業における健全な財政運営

(1) 企業局における経営基盤の強化

(2) 病院事業局における経営改善の推進

7 公社等の見直し

(1) 公社等の経営に係る不断の見直し

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対して、これまでの視点にとらわれず積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保に努めるとともに、多様な事態にも柔軟に対応できるよう、テレワークの活用や仕事の見直し・業務の効率化など働き方改革を推進する。

1 人材育成及び人材活用

(1) 責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成

- 基本的な姿勢（県民視点・対話重視・現場主義）の向上を図るため「自己研修」「職場研修」「育成センター・部局研修」を3本柱として一体的に推進
- 職員育成基本方針(令和3年3月改定)に基づき、多様な人材育成方策を実施

(2) 専門人材の確保・育成

- 高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる専門的な知識・経験を有する人材の確保を推進（社会人経験者を対象とした職員採用試験の実施）
- 年度中途における優秀かつ多様な人材の採用機会の確保を推進（年度中途の採用試験の実施）
- ICT分野など専門分野に関する人材育成を推進（専門分野の研修の実施等）

(3) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

(4) 女性職員の活躍推進

2 多様で柔軟な働き方の推進【重点】

(1) テレワークの推進

「Yamagata幸せデジタル化構想(仮称)」及びワーク・ライフ・バランス推進本部の取組みに基づき、職員のテレワークやWeb会議の活用を推進

●在宅勤務の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多くの職員が在宅勤務を利活用できるよう意識啓発を推進
- 特に、育児中の職員等について、その事情に応じ、仕事と家庭を両立しながら能力を発揮できるよう在宅勤務を推進
- なお、在宅勤務の推進にあたっては、試行段階で確認された課題への対応を十分整理した上で実施

●モバイルワーク・サテライトオフィスの推進

- 職員が出張先や移動中に、モバイルパソコン（タブレット）やサテライトオフィスを活用し、勤務時間中は「いつでも・どこでも」効率的に業務を遂行できるよう、業務のデジタル化を推進

(2) Web会議の推進

- 離れた公所の職員が移動時間をかけずに会議に参加することができるよう、Web会議の活用を推進
- 民間企業や市町村等との会議においても、積極的な活用を促進

(3) 時差出勤の推進

- 時差出勤を活用できる環境整備に努めながら、職員の時差出勤を推進

3 職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり

(1) ハラスメント防止の取組みの推進

(2) 職員のこころの健康づくりの取組みの推進

- 「職員のこころの健康づくりの指針」に基づく職員のこころの健康づくりについて、所属によるチームケアの実施や外部専門家の活用など新たな視点を取り入れながら取組みを推進

(3) 年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進

- 職員の健康で充実した生活の推進や心身のリフレッシュのため、年次有給休暇の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める
- 育児休業取得支援制度等に関する更なる周知を図るなど、男性職員の育児関連休暇等の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める

4 仕事の見直し・業務の効率化の推進

(1) 事務事業見直し・改善

●事務事業の不断の見直しによる業務量の縮減

- 部局長等のマネジメントの下、職員一人ひとりが常に業務の効率的な実施を心がけ、事務事業や業務フローの見直しを進めるなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAを活用することにより、効果的な業務の遂行、業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進

●事務改善に係る取組みの推進

(2) 職員のアイデアを活用した業務の見直し

- 職員提案制度を活用した仕事の見直し等に係るアイデアについて、全庁展開を図り、業務の見直しに効果的に活用

(3) ICTを活用した業務の効率化の推進

- AIやRPAを活用した定型業務の自動化やペーパーレス化、社会インフラ等の点検作業におけるドローン等の活用等により、業務の効率化を推進
- 総務事務システム及び財務会計システムによる休暇、手当、旅費等の手続きの電子決裁を引き続き実施するとともに、公文書管理システムによる起案から移管・廃棄までの電子的な一括管理を推進
- 公共事業に関する情報をデジタル化し、業務（予算管理、設計、積算、入札・閲覧、発注、設計変更、支出）の効率化を図り、受発注者がクラウドを活用した測量・設計データ等の共有を推進

(4) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

(5) 会計年度任用職員の有効活用

- 効果的・効率的な組織体制の推進に向けて、適正な配置等を実施